

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和7年度 若者の社会的自立促進事業
発 注 課	子ども未来局子ども育成部子どものくらし・若者支援担当課
選 定 事 業 者	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、高等学校中退者等に対し、高等学校卒業程度認定試験への合格や高等学校への再入学に向けた学習相談及び学習支援を実施することにより、教育格差の解消を図ること、さらには学習相談及び学習支援をきっかけとした若者の社会的自立を総合的に支援することを目的としている。そのため、若者の自立支援事業に関する豊富な経験やノウハウを持つ職員を有すること、市の若者支援事業や関係機関との連携協力が不可欠である。</p> <p>また、本業務は文部科学省の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）」のうち、地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業として実施を予定しており、当該補助金の実施要領において、関係機関との連携協力を図ることが要件となっている。</p> <p>当該法人は、平成22年度から若者支援施設の指定管理者として管理運営を行っており、若者の自立支援事業に関するノウハウの蓄積や人材育成を行っているほか、日常的に自らが運営している若者支援施設や地域若者サポートステーション、学校やハローワーク等と連携協力を行っている。</p> <p>当該法人は本業務の実施にあたり、上記に掲げる複数の条件を満たしており、かつ、当該法人以外に市の若者支援事業や関係機関との連携協力が可能な団体は存在しないことから、本契約の相手方は当該法人に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号